

## 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第28条の規定に基づき、この法人の役員報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の区分)

第2条 この法人は、役員に対して報酬等を支給しない。ただし、総会において、役員に対して報酬を支給することとなったときは、この規程を改定するものとする。

### (改廃)

第3条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

### (補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

### 附則

この規程は、公益社団法人滋賀県理学療法士会の設立の登記の日から施行する。